

令和4年度
川口市包括外部監査結果報告書
概要版

令和5年3月
川口市包括外部監査人
公認会計士 米田 正巳

目次

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	1
5. 包括外部監査の対象部局	2
6. 包括外部監査の方法	2
7. 包括外部監査の実施期間	3
8. 包括外部監査従事者	3
9. 利害関係	3
10. 表示数値	3

第2章 上下水道局の組織

1. 組織図及び事務分掌	4
2. 職員配置表	5

第3章 上下水道事業の概要

1. 水道事業について	6
2. 下水道事業について	6

第4章 包括外部監査の結果及び意見のまとめ

I. 包括外部監査の「結果」及び「意見」の総括

1. 企業会計としての会計処理	7
2. 業務処理の単位について	7
3. ICT（情報通信技術）の利用によるシステムの再構築	7

II. 包括外部監査の結果及び意見（上・下水道）の一覧表

1. 包括外部監査の「指摘事項」の一覧表	8
2. 包括外部監査の「意見」の一覧表	10
3. 包括外部監査の「指摘事項」の概要	11
4. 包括外部監査の「意見」の概要	21

令和4年度 川口市包括外部監査結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「川口市水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について」

3. 特定の事件を選定した理由

我が国では高度経済成長期の前後から整備された道路や水道、橋梁などインフラ施設が急速に老朽化している。公益社団法人日本水道協会の水道統計によると、埼玉県の水道管の2019年老朽化率は16.0%であり、2009年からの上昇幅は10.5ポイントであり、埼玉県を始め更新設備費の増大化が問題となっている。

水道及び下水道は市民生活に欠かすことの出来ない重要なライフラインであり、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある。また、近年の自然災害リスクの増大や環境対策などの課題への対応も求められている。

川口市の水道給水状況は、令和3年度末で給水世帯296,538世帯、給水人口605,063人となり、前年度と比較し世帯数が1,050世帯増加した。

水道事業の令和3年度の収益的収入は、消費税抜きで約132億7千万円と前年度と比較し約11億1千万円の増加となっている。増加の主な理由は、給水収益の増加によるものである。収益的収支の純利益は、約27億円で前年度比約11億円の増加である。

下水道事業の会計は、令和元年度より企業会計に移行し、令和3年度の収益的収入は、消費税抜きで約109億2千万円と前年度と比較し約3億円の増加となっている。増加の主な理由は、他会計負担金の増加によるものである。収益的収支の純利益は、約15億円で前年度比約4億円の増加である。

以上のことから、水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について監査を行うことは、今後の川口市の行政運営にとって有用であると判断し、「特定の事件(テーマ)」として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

原則として令和3年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

5. 包括外部監査の対象部局

水道庁舎(水道事業及び下水道事業)、浄水場、配水場、ポンプ場などを監査対象とする。

ただし、監査の過程で必要が生じた場合には、さらに監査対象部局を追加することがある。

6. 包括外部監査の方法

監査対象は、水道事業及び下水道事業であり、川口市における令和3年度の収支は次のとおりである。

① 水道事業は、令和3年度の収益的収入 13,265,452 千円、収益的支出 10,608,272 千円、純利益 2,657,180 千円である。

② 下水道事業は、令和元年度から企業会計に移行し、令和3年度の収益的収入 10,920,771 千円、収益的支出 9,425,596 千円、純利益 1,495,175 千円である。

水道事業及び下水道事業のうち、川口市が作成した令和3年度決算書等や関連資料などに基づき、以下の観点で監査を実施した。

(1) 監査の着眼点

以下の点について、令和3年度決算書等や関連資料を中心に閲覧を行うと共に、担当者への質問、分析等により監査を行う。

(ア) 上下水道事業の目的に公益性があるか。

(イ) 上下水道事業の目的に公平性があるか。

(ウ) 上下水道事業に関する財務事務が法令規則等に準拠して適正に行われているか。(合規性)

(エ) 上下水道事業等は経済的、効率的、効果的に活用されているか。(経済性、効率性、有効性)

(2) 主な監査手続

包括外部監査において選定した監査テーマについて、そのリスクその他の諸要素を十分に考慮し、次の監査手続を実施する。

① 質問＝監査対象事項について、担当者や外部の関係者へ質問し、書面で説明または回答を得る監査手続。

② 閲覧＝規則、要綱など各種の文書の査閲や吟味する監査手続。

③ 査閲＝文書、諸データなどについて、比較や分析によってその正確性や信頼性を概括的に確かめる監査手続。

④ 突合せ＝決算書、関連資料などの突合せによってその正確性や信頼性を確かめる監査手続。

⑤ 観察・視察＝川口市が実施している業務の現場や支出先等に監査人が赴いて、業務処理の適否や信頼性などを確認する監査手続。

7. 包括外部監査の実施期間

令和4年6月22日から令和5年2月17日までの期間

8. 包括外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 米田 正巳

(2) 包括外部監査人補助者

税理士 小内 利博

税理士 内田 英一

税理士 秋元 三記

税理士 大谷 聡

税理士 古井 真一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした水道事業及び下水道事業につき、川口市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

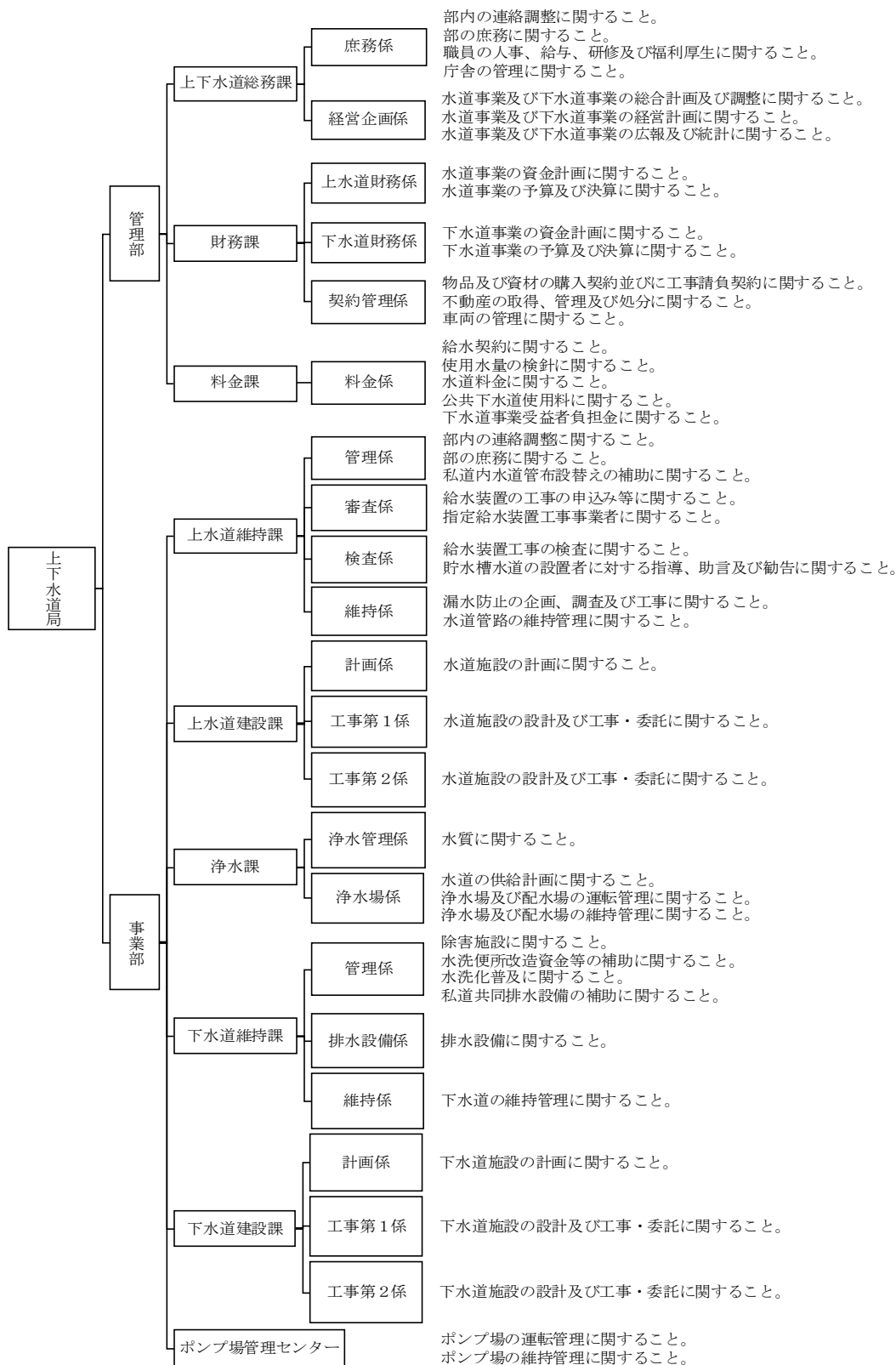
10. 表示数値

本報告書の表示金額と数値について、単位未満の金額と数値は「四捨五入」の数値である。

単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第2章 上下水道局の組織

1. 組織図及び事務分掌



2. 職員配置表

平成 31 年 4 月に水道局と下水道部の組織統合を実施し、上下水道局の職員数は、181 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）である。

事業運営組織		
管理部 (36 人)	上下水道総務課 (13 人) ※部長含む	庶務係 (6 人) 経営企画係 (5 人)
	財務課 (14 人)	上水道財務係 (5 人)
		下水道財務係 (4 人)
	料金課 (9 人)	契約管理係 (4 人)
		料金係 (8 人)
事業部 (145 人)	上水道維持課 (46 人) ※部長含む	管理係 (5 人)
		審査係 (5 人)
		検査係 (11 人)
		維持係 (23 人)
	上水道建設課 (21 人)	計画係 (5 人)
		工事第 1 係 (8 人)
		工事第 2 係 (7 人)
	浄水課 (14 人)	浄水管理係 (7 人)
		浄水場係 (6 人)
	下水道維持課 (30 人)	管理係 (5 人)
		排水設備係 (6 人)
		維持係 (18 人)
	下水道建設課 (18 人)	計画係 (5 人)
工事第 1 係 (6 人)		
工事第 2 係 (6 人)		
ポンプ場管理センター (16 人)		

(注：管理者、会計年度任用職員を除く)

平成 31 年 4 月の上下水道事業の組織統合により、特に、管理部の上下水道総務課、財務課・契約管理係、料金課などの業務は統合して実施されており、業務の効率化を図っている。

第3章 上下水道事業の概要

1. 水道事業について

川口市においては、江戸時代から昭和の初め頃までは、湧き水や井戸水が生活のために使われていた。川口市は、荒川と芝川の沿岸に位置し、地形上地下水が豊富であったため、昔は随所に噴出井があったが、都心に近く、立地条件に恵まれたこともあり、人口の増加、産業の発展など、急激な都市化が進むにつれて、天然の水源利用から井戸利用に移行してきた。

市勢の進展に伴い、井戸の汚染や深刻な水不足により水道の必要性が叫ばれるようになり、昭和25年に厚生省から戦後第1号の事業認可を受けて水道創設事業を開始した。

川口市の水道事業は、さいたま市にある大久保浄水場と三郷市にある新三郷浄水場で浄化されて、川口市の浄水場や配水場に送られる。川口市では、井戸からくみ上げて消毒した地下水（全体の約10%）を配水池などに溜めておき、大久保浄水場や新三郷浄水場で浄化された水と一緒にして家庭や工場に配水している。

現在、配水管網のブロック化（給水区域を配水池及び配水ポンプを核にいくつかの配水区域に分割して、ブロックごとに水量及び水圧を管理するシステム）を進めており、その結果、非常時の被害の最小化、集中的な補修、迅速な復旧が可能となる。

2. 下水道事業について

昭和8年に川口市が誕生し、家庭や工場からの汚水を浄化するために、昭和15年から下水道の工事が進められた。

昭和34年に領家下水処理場（平成15年に廃止）が完成し、埼玉県では最も早く下水の処理を開始した。

令和3年度末現在、下水道処理人口は533,986人であり、下水道処理人口普及率は、88.25%となっている。

川口市の処理区は、二つの処理区（荒川左岸南部処理区・中川処理区）であり、概ね、国道122号を境とし、西側を荒川左岸南部流域下水道、東側を中川流域下水道へ接続している。

なお、昭和34年8月に供用を開始した領家下水処理場を終末処理場とした領家処理区があったが、平成15年3月に全てを荒川左岸南部流域下水道へ接続し廃止となり、以後、川口市に処理場は存在しない。

第4章 包括外部監査の結果及び意見のまとめ

I. 包括外部監査の「結果」及び「意見」の総括

1. 企業会計としての会計処理

地方公営企業法の改正が平成23年度（施行が平成24年2月1日）、適用は平成26年度により、従来の独特な公営企業会計基準から、企業会計に近い会計基準に移行した。

下水道事業は、令和元年度より公営企業会計に移行し、水道事業と共に公営企業となった。

川口市の水道事業会計及び下水道事業会計は、従来の「官庁会計」の影響が残っており、資産等の管理簿が、数量管理中心となっており、金額での管理が希薄となっている。

また、単年度の管理ではなく、中長期の財産等の管理、計画を実施するためには、貸借対照表の作成は重要である。

貸借対照表の作成の基礎となる棚卸資産及び固定資産の金額での管理、年度末においては、在庫等の実査の実施を要請する。

2. 業務処理の単位について

各担当係においては、緻密・詳細に業務が行われている。しかし、業務が各部・課ごとに行われており、各担当部・課から次の部・課に業務処理が移管されれば、統一的な管理は実施されていないように考える。

従って、業務、財務の統一的管理者を設置し、管理システムにより業務処理が統一的に実施されることを要請する。

3. ICT（情報通信技術）の利用によるシステムの再構築

近年、コンピューター等の目覚ましい発展により、処理システムが進展している。ICT（情報通信技術）は、時間や場所を有効に活用でき、テレワークは労働人口の確保や生産性の向上、地方創生など、さまざまな社会課題の解決に有効な方策であり、昨今のコロナ禍において中心課題となっている。

特に、上下水道局においては、毎月約15万件の水道料金の出納処理の管理等が職員の手作業により実施されている。職員の手作業による方法だけではなく、コンピューター等による総合的システム化が必要である。また、原材料等の棚卸資産の受払簿の作成や退職金等の人件費の算定についても、総合的システム化が必要である。

総合的なシステムの再構築等には、一時的に設備投資額が必要であるが、中長期では事務処理等の効率性・有効性などの増加となり、結果的に経費・費用の削減になる。

従って、ICT等の利用による統一的な業務処理等のシステムの再構築を要望する。

II. 包括外部監査の結果及び意見(上・下水道)の一覧表

平成 31 年 4 月の上下水道事業の組織統合により、特に、管理部の上下水道総務課、財務課・契約管理係、料金課などの業務は統合して実施されており、業務の効率化を図っている。また、下水道事業は令和元年度より地方公営企業法による会計基準に移行した。従って、「結果(指摘事項)」及び「意見」の一覧表は、上下水道を一表としたものである。

なお、図表の「頁」は、「令和 4 年度 川口市包括外部監査結果報告書」の頁である。

1. 包括外部監査の「指摘事項」の一覧表

番号	対象事業	指摘事項の内容	頁
1	上下水道	債権管理に係る帳票類の作成	51
2	上下水道	年度末計上の貸倒引当金の積算事務	52
3	上水道	水道事業の受託工事の収益費用対応の要請	56
4	上水道	水道決算書における不採算事業の検証	56
5	上下水道	同業者間だけでの指名競争入札の検討	78
6	上下水道	同業者間の見積合せ方法の改善	80
7	上下水道	他者との入札ができない随意契約	85
8	上水道	上水道維持課における単価契約の仕様変更周知徹底	93
9	上下水道	年度末の現金実査の事後処理	119
10	上下水道	現金出納簿と現金の有り高等の確認	120
11	上下水道	ボトル水販売用現金出納簿の現金有り高等の確認	121
12	上水道	水道料金等が収納済の簿外預金の是正	128
13	上下水道	川口市上下水道局会計規程の整備	134
14	上水道	貯蔵量水器の取替資産としての経理	149
15	上水道	量水器費の期末処理	149
16	上水道	購入時に経費処理した棚卸資産(物品)の管理	150
17	上水道	ボトル水の棚卸資産計上	150
18	下水道	下水道維持課の原材料の資産計上	153
19	下水道	ポンプ場管理センターの物品の資産計上	153
20	上水道	帳簿数量及び貸借対照表価額の是正	176
21	上下水道	固定資産台帳の整備・活用	176
22	上水道	固定資産の棚卸・貸借対照表価額の相違	179
23	上水道	固定資産台帳による管理	180
24	上水道	量水器の減価償却方法	180
25	上水道	固定資産の管理データと固定資産台帳システムの不一致	185
26	上水道	固定資産台帳の整備	185

番号	対象事業	指摘事項の内容	頁
27	上水道	固定資産台帳等の継続的な管理不足	185
28	上水道	資本的支出の資産計上	185
29	上水道	固定資産一覧表（決算書）の残高と突合	186
30	上水道	固定資産台帳のメンテナンス	187
31	下水道	業務委託の有効な活用	190
32	下水道	下水道事業における固定資産の実査による検証	190
33	下水道	業務委託活用の効果と検証	190
34	下水道	土地の評価方法の妥当性の検証等	192
35	下水道	固定資産台帳計上と財務会計計上等の照合検証	194
36	上下水道	川口市上下水道局会計規程の改正	197
37	下水道	固定資産管理簿の作成と現物管理	198
38	下水道	固定資産管理簿の作成と現物管理シールの貼付け	198
39	下水道	里ポンプ場敷地内の工事請負人所有の鉄骨資材について	198
40	下水道	里ポンプ場の物品管理簿等の固定資産台帳の計上	199
41	下水道	旧施設部分の除却損等の計上	201
42	下水道	固定資産の老朽化対策はストックマネジメント計画を基礎	212

2. 包括外部監査の「意見」の一覧表

番号	対象事業	意見の内容	頁
1	上下水道	低入札価格調査制度実施について	73
2	上下水道	市外業者の指名競争入札参加	78
3	上下水道	市内入札参加者が少ない場合の対応可能業者の発掘・育成	79
4	上下水道	特殊委託契約の競争性強化対応	80
5	上下水道	対応可能業者が極少設備の老朽化対応検討	85
6	上下水道	県内での対応入札業者のいない随意契約検討	85
7	下水道	複数回入札の上、見積合せなどでの随意契約となった要因	90
8	上下水道	1つの契約に統合できる複数の契約の統合検討	96
9	上下水道	総合評価落札方式による契約が1件であることへの提言	98
10	上下水道	長期継続契約の積極的採用	101
11	上下水道	上下水道料金のスマートフォンの決済、口座振替等への推奨	120
12	上下水道	退職給付引当金の計上方法	132
13	上下水道	修繕額の平準化のための特別修繕引当金の計上	132
14	上下水道	棚卸資産勘定から払い出されたものの管理	150
15	上下水道	ボトル水の広報等	150
16	上下水道	原材料及び物品の受払簿等のシステム化	153
17	上下水道	固定資産の減価償却費の重要性	157
18	下水道	下水道事業に係る地方交付税交付金の交付	163
19	下水道	長期前受金戻入の収益計上	163
20	上下水道	歴史的構築物の保存	172
21	上下水道	子供達への指導	173
22	下水道	土地の評価方法の妥当性等の開示	192
23	下水道	固定資産管理簿等の帳簿書類のICT化の推進とシステムの再構築	198
24	下水道	川口市の所有財産の使用状況の再検討	199
25	下水道	川口市の所有財産の下水道事業への移管の検討	199
26	上水道	市民等への広報等	204
27	下水道	川口市浄配水場・管路の維持管理等	205
28	下水道	川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等	212
29	下水道	今後の川口市ストックマネジメント計画等	212

3. 包括外部監査の「指摘事項」の概要

番号	指摘事項の内容	頁
1	<p>「債権管理に係る帳票類の作成」</p> <p>水道料金、下水道使用料ともに、毎月約15万件、金額にして約15億円の調定が発生し、料金課では日々の債権管理のため、業務上必要となる様々な帳票類を作成している。例えば、調定表、対比表、未収金の上位者等の資料などがあるが、現在、これらの資料を水道料金システムのデータを基に職員が手作業で作成している。このような膨大な件数のデータを手作業で加工することは、ミスの発生、完成データの検証を困難にし、過大な業務量の発生が予想される。</p> <p>業務の効率性の観点から、日々の業務に使用される債権管理に係る帳票類については、債権を管理している水道料金システムから直接抽出できることが望ましいと考えられるので、今後システムの入換や改修の際に、検討されることを要請する。</p>	51
2	<p>「年度末計上の貸倒引当金の積算事務」</p> <p>現在、年度末における貸倒引当金の設定に際し、水道料金システムから抽出した年度末の未収金、調定ベースで約15万件のExcelデータを基に、職員が手作業で債権区分の切り分け、名寄せ等の作業を行っている。このような膨大な件数のデータを手作業で加工することは、ミスの発生、完成データの検証を困難にし、過大な業務量の発生が予想される。</p> <p>業務の効率性の観点から、貸倒引当金の積算資料については、債権を管理している水道料金システムから直接抽出できることが望ましいと考えられるので、今後システムの入換や改修の際に、検討されることを要請する。</p>	52
3	<p>「水道事業の受託工事の収益費用対応の要請」</p> <p>水道事業の受託工事は、利用者の給水装置新設に係る申請や、その設置の検査に係る手数料を収益とするものである。</p> <p>対応する費用は、申請・検査に係る事務経費等に限定すべきである。</p> <p>よって、給水業務全体に係る委託料・賃借料の費用は受託工事費に含むのではなく、「配水及び給水費」にて計上すべきである。</p> <p>決算書における適正な区分表示は、利用者・利害関係者・経営における判断を誤らせることがないように行われなければならない、予算策定を含めた管理を行えるように区分表示の変更を要請する。</p>	56
4	<p>「水道決算書における不採算事業の検証」</p> <p>水道決算書における「受託工事収益・受託工事費」は毎年赤字となっている。</p> <p>不採算事業が継続しているということは異常事態であり、その内容の検</p>	56

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>証が行われているべきであるが、その検証はなされていない。</p> <p>本来、不採算であれば、収入となる手数料・費用である人員配置が適正なのか、不要コストが含まれていないか、行政サービスの一環とすれば負担金・補助金の要求等、不採算解消のための検証を行い改善していくべきである。</p> <p>委託料・賃借料のうち、「配水及び給水費」において負担すべき費用の一部を除外した場合でもなお赤字であるため、より一層の検証・改善を要請する。</p>	
5	<p>「同業者間だけの指名競争入札の検討」</p> <p>下水道維持課「ストックマネジメント計画管内調査委託その4」「同その5」「同その6」など、ほぼ同じ内容の契約を全く同じ業者間で入札を行っている件につき、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者の調整につながることを懸念されるため、同業者間での指名競争入札について検討されるよう要請する。</p>	78
6	<p>「同業者間の見積合せ方法の改善」</p> <p>入札談合防止対策において、入札結果の事後的・統計的分析の実施が必要である。</p> <p>上水道維持課「配水管内調査委託」において、見積で決定される金額が年度後半では固定されており、また、競争相手の見積もりはそれにプラス1,000円の価格である形が常態化している。</p> <p>そのような事案などでは、調査・分析が行われていなければならない。</p> <p>上水道維持課「配水管内調査委託」などでの、同業者間での少数見積合せの乱用をやめ、同様の契約が複数回行われる事案については年間単価契約を検討するなど契約方法の改善を要請する。</p>	80
7	<p>「他者との入札ができない随意契約」</p> <p>「公共下水道台帳調整業務委託」「マッピングデータ入力委託」など、例年更新をして1者随意契約となっているものについて、今後も1者随意契約となることが見込まれる契約であるのなら、システムの再契約時に他者も受け入れられるような環境構築に努めなければならない。また、実質1者が継続し契約を受けるのであれば、長期継続契約を実施し、その都度契約に至る事務負担軽減や業者調査の実務を無くすことを要請する。</p>	85
8	<p>「上水道維持課における単価契約の仕様変更周知徹底」</p> <p>上水道維持課「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」については、令和3年において施工単価の変更により価格変更が入った項目が多数あり、</p>	93

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>かつ、その変更理由につき、口頭説明を行っているものの別段の理由書等もなく契約が締結されているのは問題である。</p> <p>「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」等は市内の指定給水装置工事事業者を組合員とする川口市管工事業協同組合に委託しており、工事依頼時に組合員により工事が行われる。</p> <p>実際の施工事業者が単価金額（特に変更したもの）に関し、認識しないまま行っているのであれば問題である。</p> <p>多項目の仕様変更が発生した場合は、その変更内容の詳細な解説について、理由書等の書面を用意するなど契約内容の相互理解に丁寧な対応がなされることを要請する。</p>	
9	<p>「年度末の現金実査の事後処理」</p> <p>現金実査とは、期末日（あるいは日々）の会計上の現金残高が実際に現実としてあるかどうか、具体的には、会社から会計上の残高資料（日計表、現金出納帳、金種表など）と現金（金庫）を用意してもらい、会社の担当者と同席してもらいながら、現金の実査を行うことである。</p> <p>現金は盗難等のリスクも高く、現金の管理ができていないと内部統制的にも重要事項になる可能性があるため、取引及び金額が少なくとも、最低限現金出納簿及び金種表を作成することを要請する。</p>	119
10	<p>「現金出納簿と現金の有り高等の確認」</p> <p>つり銭用現金出納簿については、料金課同様、金種表を作成して現金の有り高を確認することを要請する。</p>	120
11	<p>「ボトル水販売用現金出納簿の現金有り高等の確認」</p> <p>上下水道総務課では、ボトル水販売のつり銭用現金出納簿と販売用現金出納簿を管理している。販売用現金出納簿については、料金課において指摘した事項と同様に金種表を作成し、現金の有り高を確認することを要請する。</p>	121
12	<p>「水道料金等が収納済の簿外預金の是正」</p> <p>令和3年度末において、財務課口座以外の預金口座総額68,541,005円が令和3年度水道事業会計の貸借対照表上「未収金」として計上され、結果として簿外預金となっている。</p> <p>各金融機関の預金口座の残高を、消込処理が終了次第財務課口座に振り替える現行処理方式は、期中においては問題がないが、期末においては簿外預金が生じることとなり、問題である。期末において簿外預金を生ぜしめないように、業務プロセスを修正することを要請する。</p>	128

番号	指摘事項の内容	頁								
13	<p>「川口市上下水道局会計規程の整備」</p> <p>「川口市上下水道局会計規程」の「たな卸資産」について、継続記録法、数量、価額等が明確に指示・記載されていない。また、「実地たな卸」を実施した結果、棚卸差損益の処理が明確に示されていない。</p> <p>これらの処理等を明確にするため、「川口市上下水道局会計規程」の整備・改正を要請する。</p>	134								
14	<p>「貯蔵量水器の取替資産としての経理」</p> <p>取替法を前提とした経理方法を修正することを要請する。</p> <p>具体的には、取得価額500,000円の量水器を、残存価額50,000円（取得価額の10%）として耐用年数8年で償却し、修繕費100,000円（現金払い）をかけて修復した場合、下記のとおり経理することが適切である。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貯蔵量水器</td> <td>150,000</td> <td>現金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>450,000</td> <td>水道量水器</td> <td>500,000</td> </tr> </table> <p>取替法を前提とせず、棚卸資産である貯蔵量水器を、取付に伴い固定資産である水道量水器に振り替え、その後原則的償却方法に従って償却する、原則的な経理方法を採用することを要請する。</p>	貯蔵量水器	150,000	現金	100,000	減価償却累計額	450,000	水道量水器	500,000	149
貯蔵量水器	150,000	現金	100,000							
減価償却累計額	450,000	水道量水器	500,000							
15	<p>「量水器費の期末処理」</p> <p>庫出済の量水器が建物に取り付けられるまでは量水器費として経理処理されるため、量水器の取り付け前に期末が到来した場合、量水器費としていわば繰り越される形になり、適正な期間損益計算の観点からは問題である。</p> <p>量水器費の期末処理について、例えば庫出済・取付前の量水器をあらためて資産計上するなど、期間損益を歪めない経理方法を検討することを要請する。</p>	149								
16	<p>「購入時に経費処理した棚卸資産（物品）の管理」</p> <p>「購入後直ちに使用する予定のもの」であっても、使用されずに期を超えるものや、使用頻度が低いため長期にわたり「在庫」となっているものがあるが、少なくとも重要性が高い「物品」については、同規程に定める本来的な棚卸資産の在庫管理を行う必要がある。</p> <p>購入時に経費処理した棚卸資産の各品目について、期を超える金額の重要性の判断を行い、金額的重要性が高い棚卸資産については、量水器同様に金額・数量ベースの在庫管理、期末実地たな卸を行うことを要請する。</p>	150								
17	<p>「ボトル水の棚卸資産計上」</p> <p>上下水道総務課で管理されているボトル水「川口みず太郎」のうち、市内の指定給水所等（107か所）に配備している約200,000本については、期</p>	150								

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>未在庫となっており、これは棚卸資産として計上すべきである。</p> <p>ボトル水の棚卸資産未計上額約19,000,000円（1本あたりの販売単価95円×配備数約200,000本）について、棚卸資産への計上を要請する。</p>	
18	<p>「下水道維持課の原材料の資産計上」</p> <p>下水道維持課では、「令和3年度 原材料使用表」が作成されている。その内容は、原材料名称、規格別に数量の月別在庫数量が記載されているが、金額の計上が無く、また、原材料の受払簿ではない。</p> <p>製造原価等を適正に把握するために、原材料の数量・金額を記載した受払表の作成が必要である。年度末には、在庫金額を実査棚卸し、当該金額を棚卸資産に計上することを要請する。</p>	153
19	<p>「ポンプ場管理センターの物品の資産計上」</p> <p>ポンプ場管理センターにおいて、「物品管理簿」、「令和3年度物品現在高報告書」が作成されているが、「単価」が未記入のものもあり、数量管理は実施されているものの、金額管理は不十分である。金額が計上されていないので、棚卸資産の計上金額が簿外資産となっている。</p> <p>下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法の適用を受ける企業会計へ移行しており、「官庁会計」から「企業会計」への帳簿組織の変更が必要である。</p> <p>年度末には、在庫金額を実査棚卸し、差損益の金額処理を計上すべきである。</p> <p>「物品」について、棚卸資産の数量・金額の計上を要請する。</p>	153
20	<p>「帳簿数量及び貸借対照表価額の是正」</p> <p>配水管等の数量は、工事記録の集計やマッピングシステムにおいて管理され、市内に布設されている配水管等の実数は網羅的に把握されているにもかかわらず、帳簿上の数量と一致していない。過去に一度実数と整合させたとのことであるが、現状でも差が生じている。これは、整合させた後の固定資産台帳の数値管理が徹底されておらず、毎年の決算整理で実数との整合が十分に行われていないことによるものである。</p> <p>毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをする必要がある。</p> <p>現状で把握している実数と固定資産台帳の数量を一致させ、貸借対照表価額を適正な値にすることを要請する。</p>	176
21	<p>「固定資産台帳の整備・活用」</p> <p>固定資産台帳システムの機能を充分活かし切れていないため、固定資産台帳上の種類ごとの数量・取得価額等が把握されていない。上水道建設課</p>	176

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>・上水道維持課において把握している数量と合致させることを容易にするよう、固定資産台帳システムの機能を活用した固定資産台帳の整備を要請する。</p>	
22	<p>「固定資産の棚卸・貸借対照表価額の相違」</p> <p>決算書作成において、固定資産の棚卸は重要な手順である。</p> <p>貸借対照表における量水器の数量・帳簿価額が総数管理を行った上で、適正値となるよう修正を要請する。</p> <p>また、決算時には実数と帳簿上の数量が一致していることを必ず確認することを要請する。</p>	179
23	<p>「固定資産台帳による管理」</p> <p>固定資産台帳による管理について、種類ごとの数量・取得価額・減価償却累計額等の数値を把握できていない。固定資産台帳のシステム上の入力においては、種類ごとに区分整理されているが、その情報を活用していないのが現状である。</p> <p>固定資産台帳と実数を完全一致させるために、固定資産台帳システムの機能を有効に活用することを要請する。</p>	180
24	<p>「量水器の減価償却方法」</p> <p>量水器は個別管理ができているという前提であれば、原則的償却方法で償却を行うことは可能であり、処理も複雑化せず、貸借対照表価額も適正額となるので、量水器の償却方法については、取替法に固執することなく原則的償却方法への変更の検討を要請する。</p> <p>なお、償却方法の変更を行う場合は、会計方針の変更として注記が必要となることを申し添える。</p>	180
25	<p>「固定資産の管理データと固定資産台帳システムの不一致」</p> <p>機械及び装置については、事業年度末における実地棚卸は困難であると思われるが、担当課と協力することにより、直接的ではなくとも実態把握をすることは必要である。</p> <p>担当課管理データと固定資産台帳システムとの間に乖離がある限り、貸借対照表、期間損益計算について、決算書の信頼性を損なう結果となる。</p> <p>担当課と協力することにより、機械及び装置の実態把握の体制を整備することを要請する。</p> <p>また、担当課管理データと固定資産台帳システムとを完全に一致させることにより、機械及び装置勘定と減価償却計算を修正することを要請する。</p>	185
26	<p>「固定資産台帳の整備」</p> <p>数量ベースで約30%の機械及び装置が固定資産台帳に登録されておらず、</p>	185

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>実態を反映していない。また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの乖離が解消しても、固定資産台帳システムを固定資産台帳と一致させることができなければ、正確な固定資産台帳とはならない。</p> <p>固定資産台帳システムと固定資産台帳とを一致させることを要請する。</p>	
27	<p>「固定資産台帳等の継続的な管理不足」</p> <p>毎事業年度の決算において、担当課との撤去・解体状況の確認により固定資産の除却を行っているが、固定資産台帳には必ずしも反映されていない。また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの一致、固定資産台帳システムと固定資産台帳との一致した状態が継続されなければ再び乖離が生じることとなる。</p> <p>担当課管理データ、固定資産台帳システム及び固定資産台帳を継続的に一致させるための管理体制の整備を要請する。</p>	185
28	<p>「資本的支出の資産計上」</p> <p>機械及び装置について改良・取替が行われた場合、修繕費と建設改良費に区分され、建設改良費に該当する場合には資本的支出となるが、資本的支出について、必ずしも統一な処理が行われていないように見受けられる。</p> <p>資本的支出が行われた場合の資産計上（帳簿価額の増額、耐用年数の延長など）について明確な基準を定め、これに基づき運用されることを要請する。</p>	185
29	<p>「固定資産一覧表（決算書）の残高と突合」</p> <p>1. 車両運搬具について</p> <p>車両運搬具を特定するには車体番号や車両番号が有用だと思われるが、車両番号が記載されていない固定資産台帳が見受けられるので、必ず記載をすることを要請する。</p> <p>2. 固定資産一覧表の残高と突合</p> <p>毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをすることを要請する。</p>	186
30	<p>「固定資産台帳のメンテナンス」</p> <p>毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをすることを要請する。</p>	187
31	<p>「業務委託の有効な活用」</p> <p>委託の活用については、最少の経費で、最大の効果が得られるように求められている。</p> <p>地方公営企業法適用に当たって、会計処理の変更や資産情報の整理については、資料の把握や整理事項が多岐に及び、短期間に職員だけで事務を</p>	190

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>行うことが難しいことから、業務委託が活用され、成果品の受領が行われているが、検収のための固定資産の実査が行われたという記録はない。少なくとも職員による固定資産の実地調査を行い、固定資産台帳との実査照合は行われることを要請する。</p>	
32	<p>「下水道事業における固定資産の実査による検証」</p> <p>地方公営企業法適用のための移行事務が、正しく行われたかの検証のために、固定資産の実査のための現地調査を行い、簿外資産がないか等、検証を続ける必要がある。</p> <p>地方公営企業法適用移行時貸借対照表には、1,371億円の固定資産が計上されたが、実査検証が行われていない。また、事業の性質上、管渠等、地下に埋蔵される構築物としての固定資産が、1,164億円あることから、これらの固定資産については、下水道建設課、下水道維持課と連携して、工事検収の際の財務課との実査のための連携の構築を要請する。</p>	190
33	<p>「業務委託活用の効果と検証」</p> <p>当初、下水道財務係にヒアリングした段階では、当該委託費用の把握がなされていなかった。今後の下水道事業の独立採算と公共性維持のための有効な費用ではあるが、その費用の額と効果との検証は、下水道事業の業務全般において、常に意識して行われるべきである。その金額と効果の検証が継続して行われることを要請する。</p>	190
34	<p>「土地の評価方法の妥当性の検証等」</p> <p>地方公営企業法適用移行時の下水道事業へ移行した土地の評価については、その評価を川口市の固定資産税課に依頼を行って、回答があった評価額をもって、土地の評価としている。各対象となる土地について、各対象の土地ごとに、路線価を決定し、一筆ごとに、その路線価×その筆の面積（㎡）という算式で計算して、その筆ごとの評価額を合計して評価した金額である。</p> <p>その各路線価は、その対象となる土地の正面路線価なのかどこなのか、根拠の説明がないため、合理性の判断ができない状況である。出資者である川口市からの移行資産であり、川口市が合理的であると判断した評価額であれば、妥当な評価額であるとするようになるが、川口市民の土地であるから、評価方法とその評価額の妥当性の検証を行った事実と、その決定のプロセス等が明確にされることを要請する。</p>	192
35	<p>「固定資産台帳計上と財務会計計上等の照合検証」</p> <p>地方公営企業法適用移行後の管路施設(管渠工事)については、下水道維持課からの報告に基づいて、財務課で、支払決裁時の添付資料としての基</p>	194

番号	指摘事項の内容	頁
	<p>礎データを管理し、決算時に、取得財源が決定された時点で金額が確定し、エクセル表にまとめた上で、固定資産台帳と財務システムに計上されていることから、下水道台帳管理システムに入力反映された、マッピングリスト電子システムとして計上されたデータとは、入力時期が異なるため、相互のデータ照合と検証が、確実に行われることを要請する。</p>	
36	<p>「川口市上下水道局会計規程の改正」 「川口市上下水道局会計規程」には、固定資産等の規定はあるが、水道事業の法適用時である昭和30年度頃以降に、改正がされ続けてきており、60数年間にもなることから、途中で必要な都度の改正が行われているとはいえ、内容についての実態に即した再確認、改定の必要性があるため、「川口市上下水道局会計規程」の改正を要請する。</p>	197
37	<p>「固定資産管理簿の作成と現物管理」 里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、この度の現地視察による実地調査は、地上の固定資産で、現物確認ができる固定資産の全てについて、その固定資産の管理責任者毎に、固定資産管理簿を作成し、同時に現物管理を行った上で、原則的には、決算期末毎に、現物確認と管理を継続し、財務課においては、各資産管理責任者と密な連携をとり、固定資産の状況を把握し、決算に反映させることを要請する。</p>	198
38	<p>「固定資産管理簿の作成と現物管理シールの貼付け」 里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、各部署の管理責任者においては、固定資産台帳と連携した固定資産管理簿を作成して、各固定資産に、固定資産台帳の資産No.と取得年月日、資産名等管理上の必要事項を記載した管理シールを貼付するなどにより、固定資産の適正管理を行うことを要請する。</p>	198
39	<p>「里ポンプ場敷地内の工事請負人所有の鉄骨資材について」 里ポンプ場の現地視察において、敷地内の角地に、現場仮設調査用の鉄骨資材の置き場があり、固定資産台帳に未計上の鉄骨部材であるが、ポンプ場管理センターの担当管理者にて把握されていなかったため、管理部署の確認を行うとともに、その鉄骨部材の評価を行い、貯蔵品として、資産計上するかどうかの判断を要請する指摘を行ったが、その後の管理部署である下水道建設課からの報告により、上記鉄骨部材は、東川口工事の請負人所有の資材であり、資材置場として一時的に仮置きしているものであり、工事終了後に片づけることとなっている。との回答があった。所有者が上下水道局と異なる工事請負人であるため、固定資産への計上は不要である</p>	198

番号	指摘事項の内容	頁
	が、第三者所有の鉄骨資材を預かっているものであるから、預かり期間等の必要事項を明記した覚書の締結を要請する。	
40	<p data-bbox="336 421 1031 454">「里ポンプ場の物品管理簿等の固定資産台帳の計上」</p> <p data-bbox="336 465 1318 831">里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、固定資産の現物確認を行う前に行った、物品管理簿と固定資産台帳との照合を行った結果、原始取得価額が 10 万円以上の工具器具備品で、物品管理簿に計上されている 5 件のうち、物品管理簿No.1016010 の空気呼吸器は、物品管理簿による取得単価が 16 万円、取得年月日が、鳩ヶ谷市との合併日の 2011 年 10 月 11 日の資産が、計上漏れとなっていたので、使用できる状況との確認がとれた資産であるため、固定資産台帳への計上を要請する。</p>	199
41	<p data-bbox="336 853 767 887">「旧施設部分の除却損等の計上」</p> <p data-bbox="336 898 1318 1070">布設替工事が行われた場合の旧施設部分の除却損の計上については、布設取り替えが行われた管路施設の特定と当該管路距離等の把握が重要であり、下水道維持課と財務課の密な連携が不可欠である、引き続き正確な除却処理が行われることを要請する。</p>	201
42	<p data-bbox="336 1093 1150 1126">「固定資産の老朽化対策はストックマネジメント計画を基礎」</p> <p data-bbox="336 1137 1318 1697">固定資産の老朽化対策は、ストックマネジメント計画を基礎に、川口市下水道事業の将来の方向性を示す基本計画である「川口市下水道ビジョン」に基づき、ビジョンの施策を実現するための投資の見通し(支出)と財源の見通し(収入)を均衡させた中長期の収支計画である川口市公共下水道事業経営戦略改訂版による計画に基づいて進められているが、計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間であり、当該改訂版では、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間について見直しを行っている。中長期計画である当該改訂版の基礎となっている国土交通省に提出されたストックマネジメント計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。川口市公共下水道事業経営戦略の収支計画、改訂版による収支計画と年度予算との差異、年度予算と実績との差異について行われている検証分析が、明確にされることを要請する。</p>	212

4. 包括外部監査の「意見」の概要

番号	意見の内容	頁
1	<p>「低入札価格調査制度実施について」</p> <p>国のガイドライン等に準じ算出方法について見直している現状とのことだが、価格改定にあたっては迅速に対応し、時勢に合った基準価格の改定を求めたい。</p> <p>また、この低入札価格調査に際し、調査対象の業者の資料作成による事務負担が大きく、時間もコストも浪費することにつながるため、低入札価格調査の有用性と事務負担の費用対効果を考慮した調査実施の検討を要望する。</p>	73
2	<p>「市外業者の指名競争入札参加」</p> <p>過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるべきである。</p> <p>川口市内で対応できる業者に限られるためとはいえ、ほぼ同じ内容の契約を全く同じ業者間で入札を行っているのは問題であり、頻繁ではなくとも、適宜市外業者を入札に参加させ、市内業者を発奮させることを要望する。</p>	78
3	<p>「市内入札参加者が少ない場合の対応可能業者の発掘・育成」</p> <p>入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底を求めつつ、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、対応能力を有する業者の発掘、育成に努めることを要望する。</p>	79
4	<p>「特殊委託契約の競争性強化対応」</p> <p>上水道維持課「配水管内調査委託」は、水道管内を不断水で調査できる特殊なカメラを使用し、管内の夾雑物等の状況を把握する特殊な業務委託である。</p> <p>特殊な委託契約は随意契約になり競争性低下に繋がりやすいため、対応能力を有する業者の増加に資する対応の検討を要望する。</p>	80
5	<p>「対応可能業者が極少設備の老朽化対応検討」</p> <p>青木橋排水ポンプ場2号エンジンは古い型の設備であり、対応可能業者が1者しかいないため、随意契約となった案件である。こういった対応可能業者が極少の案件においては、できるだけ早急に、汎用性のあるものに</p>	85

番号	意見の内容	頁
	<p>切り替えていくべきである。</p> <p>そのため、対応可能業者が極少である設備をリストアップして注意をし、交換時に競争性のある入札により発注できる設備に移行できるよう準備対応を要望する。</p>	
6	<p>「県内での対応入札業者のいない随意契約検討」</p> <p>災害用備蓄ボトル水については、対応業者を1者に限定している。災害用備蓄ボトルの有用性は認識するが、アルミボトル缶による製造のため対応業者の限定化を促すことになっていることは問題である。</p> <p>競争性のある入札が行える発注を心がけ、特に地域活性を促せる市内業者を活用できる発注に切り替えていけるよう対応することを要望する。</p>	85
7	<p>「複数回入札の上、見積合せなどでの随意契約となった要因」</p> <p>「ストックマネジメント計画管内調査委託」などにおいて、入札時、入札予定価格以下の入札がなく複数回入札の上、見積合せによる随意契約となった案件について、予定価格以下まで入札・見積合せを行うことはダンピング受注につながる懸念が生じる。競争性低下を招かないよう、また、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがないよう、業者選定・設計に問題がないか検討を要望する。</p>	90
8	<p>「1つの契約に統合できる複数の契約の統合検討」</p> <p>「庁舎清掃委託」「時間外受付・庁舎警備委託」「電話交換業務委託」などにおいて、上記概要事例は落札者のみ実名を記載しているが、同じ業者が複数の入札に参加しているのが見受けられる。</p> <p>複数の契約を統合できれば、個々で発注をかけるよりも事務負担の軽減、業者管理も容易である。過去の慣習に囚われず、契約統合を検討し経費削減に積極的に取り組んでもらいたい。</p> <p>同一業者がまとめて受注できるものに関しては、契約統合を検討することを要望する。</p>	96
9	<p>「総合評価落札方式による契約が1件であることへの提言」</p> <p>令和3年度川口市上下水道局において、総合評価方式による契約件数が南部第4－5処理分区下水道管布設替その5工事」の1件のみであった。</p> <p>川口市において、「川口市総合評価方式活用ガイドライン」が作成されており、このガイドラインに沿い総合評価方式による入札が推奨されている。</p> <p>入札及び契約の総合評価落札方式の活用に努めることを要望する。</p>	98
10	<p>「長期継続契約の積極的採用」</p> <p>事務執行において不経済となることや契約の安定性を阻害されることを</p>	101

番号	意見の内容	頁
	<p>排除できる目的として長期継続契約が採用できる案件については、積極的に長期継続契約を採用すべきである。</p> <p>役務の提供を受ける契約で、年度を通し一日も欠かすことなく履行され、かつ複数年度にわたり継続して同じ内容の契約を締結するものについて、積極的な長期継続契約の採用を検討し、入札及び契約を行うことを要望する。</p>	
11	<p>「上下水道料金のスマートフォンの決済、口座振替等への推奨」</p> <p>川口市の上下水道料金の支払いは、窓口での現金支払い、クレジットカードによる支払い、スマートフォンの決済（PayPay、au PAY、d払い、LINE Pay 等）、口座振替払い等の方法がある。特に水道料金の口座振替をした場合は、割引制度（原則として検針月の翌月7日以内に引き落としができた場合）がある。</p> <p>しかし、現金払いにより二重払いとなり、還付が生じている。したがって、川口市の上下水道料金の支払いは、口座振替、クレジットカード、スマートフォンの決済等の支払い方法があるので、今まで以上にそれを奨励することを要望する。</p>	120
12	<p>「退職給付引当金の計上方法」</p> <p>退職給付引当金は、総額の概算を簡便法で計算されており、過去に他部局の職員であった者の処理について上下水道局の職員として処理されている。</p> <p>「川口市上下水道局会計規程」の第90条に「簡便法」による旨の規定があり、簡便法による処理は違法ではないが、独立採算を原則とする上下水道局においては、今後、業務の効率性の観点から、今後、業務システムの入換や改修の際に、本来の方法により、より適正な期間損益計算及び財政状態の表示を行うことを要望する。</p>	132
13	<p>「修繕額の平準化のための特別修繕引当金の計上」</p> <p>下水道事業は令和元年度から公営企業に移行し、基本的に独立採算である。毎年度修繕を行う必要があり、この修繕額は必ずしも一定額ではなく、安定的な事業運営に影響を及ぼすことのないよう、修繕額の平準化と将来資金の多額化を考慮すべきである。</p> <p>「川口市上下水道局会計規程」においては、修繕引当金の規定は無いが、災害等に対応した修繕額及び施設の老朽化に対応した修繕額の平準化等のために、特別修繕引当金の計上を要望する。</p>	132
14	<p>「棚卸資産勘定から払い出されたものの管理」</p> <p>交換用の量水器が、出庫後管工事組合に引き渡されるまで一時的に防災</p>	150

番号	意見の内容	頁
	<p>倉庫に保管されていることがあり、また、量水器の交換後、修復に出すまでの間、回収した量水器を一時的に防災倉庫に保管されていることがあるが、これらについても、一応数量ベースによる管理が行われている。</p> <p>現状は、いわば最低限の管理が行われている状況であると言え、規程をベースとし数量管理へと改善することを要望する。</p>	
15	<p>「ボトル水の広報等」</p> <p>ボトル水については、災害に備えた備蓄を市民等に啓発する目的で販売されており、販売に関する周知方法は、川口市広報紙「広報かわぐち」、川口市上下水道広報誌「みずぐるま」の紙面やホームページなどであり、いずれも簡略に掲載されている。</p> <p>ボトル水の広報等について、より市民等の認知が高まるように実施されることを要望する。</p>	150
16	<p>「原材料及び物品の受払簿等のシステム化」</p> <p>原材料及び物品(棚卸資産)の管理のために受払簿等をエクセル等による職員の手作業によるものでなく、I C T (情報通信技術)等の利用による総合的システム化が必要である。今後、上下水道局において統一的な業務処理のシステムの再構築を要望する。</p>	153
17	<p>「固定資産の減価償却費の重要性」</p> <p>減価償却による固定資産の流動化により財源確保をするということは、減価償却計算は常に適正に行われなければ、資金計画に影響を及ぼす事となる。</p> <p>固定資産管理が適正に行われることを期待しつつ、固定資産管理方法の改善を要望する。</p>	157
18	<p>「下水道事業に係る地方交付税交付金の交付」</p> <p>公営企業債について、川口市は、地方交付税交付団体であることから、財政措置として交付税措置の対象となる交付税の交付申請が行われて、当該公営企業債の元利償還金のうち一定率の元利償還金について、交付税措置が行われているが、その申請によって、交付される地方交付税相当額は、川口市への地方交付税として、交付されており、その交付税相当額は、下水道事業に係る地方交付税交付金であることから、下水道事業に交付されることを要望する。</p>	163
19	<p>「長期前受金戻入の収益計上」</p> <p>公営企業債の元利償還金のうち、交付税措置として、川口市に交付された地方交付税のうち、当該元利償還金の交付税措置相当額を、下水道事業に係る交付金として交付された場合で、公営企業債の償還期間と対象事業</p>	163

番号	意見の内容	頁
	<p>の固定資産の耐用年数とに違いがある場合には、当該地方交付税相当額は、国庫補助金等の交付額の収入と同様に、長期前受金に計上し、当該固定資産の耐用年数に応じた金額について、長期前受金戻入として、収益計上することを要望する。</p>	
20	<p>「歴史的構築物の保存」 市が、水道事業の貴重な歴史的構築物を保存することは、後世の市民にとってもかけがえのないものとなると思われるので、当該歴史的構築物の保存を要望する。</p>	172
21	<p>「子供達への指導」 水は「命の水」と言われているので、これからの時代を担う、特に幼稚園、小中学校の子ども達に、「水の大切さ」と「水はタダではない」ことを教えていく必要がある。コロナ禍において、安全性が確保できたら、展示室の見学を再開する方向で検討されているが、一日も早く再開されることを要望する。</p>	173
22	<p>「土地の評価方法の妥当性等の開示」 地方公営企業法適用移行時の土地の評価は、3,511,871,310円という評価額であるが、出資者の川口市が評価した金額として、近隣の土地の固定資産税評価額に基づいて、簡易評価した結果と比較した結果、妥当な評価であった等の開示を要望する。</p>	192
23	<p>「固定資産管理簿等の帳簿管理のICT化の推進とシステムの再構築」 固定資産管理簿等の帳簿管理は職員の手作業でなく、ICT化の推進が必要であり、システムの再構築を要望する。</p>	198
24	<p>「川口市の所有財産の使用状況の再検討」 原材料の保管場所の現場視察を行った保管場所のうち、「青木橋置場」は野外で主にコンクリート製品、マンホール等が保管されている。 「青木橋置場」は市街地に位置し、その敷地面積は、約1,196㎡と広いことから、費用対効果を考慮すれば、置場ではなく、有効な土地利用の再検討を要望する。</p>	199
25	<p>「川口市の所有財産の下水道事業への移管の検討」 「新朝日橋倉庫」は、敷地面積406㎡、路線価を基に算出した評価額は99,470千円であり、2階建て倉庫が建っている。資材在庫の量から考えると、上下水道局敷地内の倉庫に移設しても収まるような在庫量であるように思えるが、業務遂行上の効率を考えると、地域の拠点として、必要な倉庫で、下水道事業の専用なのであれば、川口市から下水道事業用の固定資産として、移管されるように検討を要望する。</p>	199

番号	意見の内容	頁
26	<p>「市民等への広報等」</p> <p>水道施設の更新工事にかかる費用が水道事業経営に及ぼす影響は年々大きくなっていくが、安全・安心な水道水を継続して届けるためには必要な投資として多額な資金が必要である。水道料金改定特集号になった上下水道広報誌「みずぐるま」67号（印刷部数193,000部、関係機関配布数976部、町会・自治会を通した各家庭等への配布数190,005部）以降、水道料金を財源としている工事や取組み等の必要性を掲載しているが、今後も継続的に記事を掲載することによって市民の認知度を上げることを要望する。</p>	204
27	<p>「川口市浄配水場・管路の維持管理等」</p> <p>浄配水場設備等の経年比を示す指標である法定耐用年数超過設備率は、令和3年度末において、67.3%となり、平成28年度（66.9%）に比べ、0.4ポイント上昇している。今後、大規模更新を予定していることから、改善が見込めるが、配水設備については日常の保守点検等による適切な維持管理することを要望する。</p> <p>また、老朽化による水道管の破裂などの事故が全国各地で多発しているので、事故のリスクに備えてマニュアルの作成等を要望する。</p>	205
28	<p>「川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等」</p> <p>川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等は、上下水道局ホームページにて、公表されており、下水道事業の各事業についての内部評価は行われ、令和3年度の川口市ストックマネジメント計画の対象事業は、B評価で、予算通りに執行されているという評価であった。</p> <p>予算通りに執行されているのは安心ではあるが、市民が求める情報としては、もっと具体的な情報である。老朽化対策が急務な状況にあって、今年度に行われる予定の工事箇所、現在行われている工事箇所、今後の工事予定箇所等の具体的な情報の開示を要望する。</p>	212
29	<p>「今後の川口市ストックマネジメント計画等」</p> <p>効率的な維持管理を行うため、日常の維持管理情報とストックマネジメントでの調査データなど共有したデータベース化を進めるとともに、今後、老朽化対策における事業量は増加していくことから、職員の確保や育成や、技術力維持・向上を図ることが必要である。</p> <p>また、事業費も増加していくことから、包括的民間委託や交付金の最大限の活用を行うことにより、ストックマネジメントの実施について、広報誌等を通して市民の認知度を上げることなどの取り組み状況（SM通信簿）を公表し、市民の関心を高めることを要望する。</p>	212